

令和6年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和6年8月19日(月)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月19日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター
- 3 出席した委員

農業委員 10名

1 番	湯田 重行	2 番	湯田 義三	3 番	酒井 圭
4 番	星 隆一	6 番	星 洋一	7 番	宗像美由紀
8 番	渡部 和幸	9 番	岡本 寛司	10 番	湯田 孝義
11 番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 3名

田島第1	渡部 昭雄	田島第5	湯田 雄市	伊南第1	八須賀 智
------	-------	------	-------	------	-------

- 4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、5番、芳賀美紀
委員であります。

本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の
規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、3名に出席
をしていただいております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、3番、酒井圭委員、4番、星隆一委員を指
名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいた
します。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局からご報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら
お願いいたします。ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

ありがとうございます。

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委
員から調査結果の説明をお願いします。

田島 5

(湯田雄市) 農地法第3条、***の件ですが、調べてきましたのでご
報告いたします。譲渡人は●●●●さん、◆歳、無職。住所は***字
****です。譲受人は○○○○○さん、◇歳、農業。住所は***字
です。土地の所在ですが、*字****番*、畑、□□㎡と、
字*番、田、□□□□㎡でございます。8月14日に●●さ
んと○○さんの両人に直接お会いして調査をしてきました。申請理由と
農地法第3条の許可の要件についてであります。まず、申請理由ですが、
病気等で労力不足により経営規模の縮小を行うため、譲受人に△△△△
円で売り渡し所有権の移転を行い、譲受人は買い受け、経営規模の拡大

を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人が150日、妻が100日、次男200日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることは無いと考察されます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植機、コンバインの大農機具を保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題は無いと思われまます。最後ですが、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了します。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 (渡部昭雄) 8月11日に、譲受人の●●さんと、行政書士の◎◎◎さんに会ってきました。●●さんは◆歳で、今は**に住んでおります。譲渡人は○○○○さんでございます。申請理由は、住宅用地、駐車場、道路、それから中古住宅購入ということで、△△△△△円で譲り受けるということになります。まず、転用に必要な資力についてですが、住宅ローン契約手続きも終了していることから問題ないと思われまます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、権利を有する者はおりませんでした。3点目については、許可後、速やかに工事を進めたい、と●さんが仰っておりました。転用面積は妥当であり、問題ありません。最後に、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、田島地区の都市開発で周辺に農地はござい

ません。全て宅地化されております。中古住宅については、既に建っており、いつでも住める状態であります。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了します。

議長 続きます。日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員から調査結果の説明をお願いします。

伊南1 (八須賀智) 事件番号1、資料の2になります。申請人は●●●●さん、**字***番地**です。証明を受けようとする土地の表示ですが、**字***番、地目は畑、現況は宅地でございます。面積は□㎡です。現在の利用状況ですが、宅地でございます。8月10日に本人に直接お会いし、調査いたしました。調査をした内容は、現況確認証明の許可の条件についてであります。申請理由ですが、平成7年9月20日に亡父が売買で土地を所有し、平成8年に土盛り造成し、コンクリート舗装にして、資材置場及び駐車場として現在も使用しておられます。現況確認証明により土地地目変更登記申請を行うためでございます。現況確認証明の許可の条件について、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。申請地は、平成8年に土盛り造成、コンクリート舗装がされており、資材置場及び駐車場として継続使用されていることから、農地への復旧は考えにくいと思います。農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんでしたので問題ありません。農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は、農用地区域内の農地ではないとのことですので問題はございません。非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申

請書に記載のあるとおり、平成8年より、資材置場及び駐車場として継続利用されていることから、20年以上、非農地化しているものと思われます。以上の調査の結果、証明が適当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

事務局 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号2について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いいたします。

事務局 (係長) 資料7ページ、事件番号2になります。申請人の表示ということで、●●●●さん、***の方になります。****団地*棟*号の方です。証明を受けようとする土地の表示につきましては、**字**番、地目は畑、現況は雑種地、面積は□□㎡。利用状況につきましても、雑種地となっております。8月7日に、星仁推進員と、職務代理にも同行いただいたということで、調査していただいた結果を報告いたします。まず申請理由ですが、平成3年4月30日に、住宅建築目的で知人から△△△△△円で土地を購入され、その際に所有権移転登記と併せて地目変更登記等も司法書士さんに依頼されていたと。その時点で地目も宅地に変わったと思いをされていた状況のようです。今回、農地利用意向調査を行った際に、登記が農地のままであることが分かり、所有権移転登記だけなされていたことが判明したという話でした。当時、土地を購入されたご主人も亡くなっており、長男も県外に居住し住宅建築の見通しは立たなくなったという状況です。購入してすぐに土地を土砂で埋め、周りの農地より高くなっていて、農地への復旧はできない状態にあるというような中身になっております。現況確認証明により土地地目変更登記申請を行いたいという申請です。資料3の3ページを見ていただくと現行の写真がついておりまして、土盛りされていて、車の出入りもしている状況で、すでに駐車場、雑種地の扱いになっているのかなと思います。続きまして現況確認証明の許可の条件4つについて説明します。1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。平成3年に土盛りされており、農地への復旧は適切ではないと思われます。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の

土地ではないことにつきましては、事務局で確認させていただきました。農地転用の許可を出した経過は見られませんでした。登記簿に条件付所有権移転仮登記がなされていることと、令和元年に当該農地を時効取得していることから、農地転用の許可を受けた土地ではないと思われます。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんでしたので問題ありません。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局で確認させていただきました。申請地は、農用地区域内の農地ではないとのことですので問題はありません。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、平成3年に住宅建築目的で農地を購入し、その後土盛りしていることから、20年以上非農地化している状態が継続していると思われます。以上の調査の結果、証明が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了します。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (木村) 議案第4号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書9ページをご覧ください。利用権設定8月分の内訳になります。今月は新規設定のみになりまして、田、2筆、□m²、畑、12筆、□□m²、合計、14筆、□□□m²となっております。こちらは10ページに一覧がございますので、確認していただければと思います。次に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定について説明いたします。11ページに一覧がございますので、確認していただければと思います。今回の一括方式での設定は35件となっております。なお、今ほど説明した中間管理事業の集積計画の一括方式は今月の公告をもって終了となります。終了後は、次の議案で説明する促進計画の一括方式によって利用権設定されるものとなります。農業振興公社から、変更の理由として、各市町村で地域計画策定が進むことに伴い、集積計画と促進計画が

混在することで事務手続きが複雑になるのを避けるため、とのこと
以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

2番 (湯田義三) ●●●●さんの部分の横線の表示はこれで良いのか。

事務局 (係長) **字****を所有しているのが●●●●さんで、それを
借りるのが〇〇〇さんなので、合っております。

議長 他にありませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませ
んか。

議長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議長 続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)
に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (木村) 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に
ついて説明します。議案書14ページに一覧がございます。今回、一括方
式での利用権設定は10件で、再転貸はありません。農地中間管理事業の
推進に関する法律の規定により意見を求められておりますので、議案書
の通り適当と認めてよいか伺うものです。なお、耕作者については、同
法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが
確認できています。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

田島1 (渡部昭雄) 借受人と貸付人の住所が一緒になっているが、どうい
う間柄なのか。

事務局 (係長) 貸付人がお父様で、借受人が息子さんです。こちらにつ
いては、農業者年金の経営移譲年金の関係で、経営移譲のやり直しとな
ります。

初めは●●さんから第三者に貸付されていたのですが、その第三者の方が亡くなったため、中間管理機構を経由して息子さんに貸し付ければ経営移譲年金がそのまま継続できるという制度になっておりますので、今回、中間管理機構を使って、農地を息子さんに集約したという形になっております。

議 長 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長 業務日程について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質問がないようですので、その他に入ります。
皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。

(渡部昭雄 農業委員と推進員の改選後の名簿について確認)

(湯田孝義 委員の連絡先について提案)

議 長 他に皆様から質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 お盆明けで厳しい残暑の中ですが、健康管理に気を付けて作業してください。これを持ちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時10分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番